平成２２年（フ）第７６６号
高知県吾川郡いの町天王南６丁目２番地13
債務者　大﨑　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８９号
高知市一宮南町１丁目10番15号　高知総合リハビリテーション病院
債務者　大久保勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９９号
熊本市城南町今吉野762番地７
債務者　神鷹カヨ子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１３号
富山市公文名38番地12　市営住宅２棟401号
債務者　山田　千秋
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９１号
神奈川県三浦郡葉山町一色2131番地グリーンテラス葉山３―102
債務者　佐藤　信弘
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９８号
神奈川県横須賀市池上４丁目13番34号　第２ひあたりコーポ101
債務者　今井　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１０号
神奈川県横須賀市佐原３丁目19番13号
債務者　安齊めぐみ（旧姓津山）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番10―301号
債務者　秋葉みどり
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３４号
青森県八戸市長苗代３丁目17番13号
債務者　佐藤　誠一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
青森県八戸市長苗代３丁目17番13号
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
青森県八戸市大字新井田字鷹待場21番地48
債務者　畑中　一則
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
福島県会津若松市金川町１番20号　須佐アパート２―１号、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字新堀163番地
債務者　藤澤美恵子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
群馬県高崎市常盤町127番地１　エトワール高崎常盤町801号
債務者　宮澤　由理（旧姓金井・柴崎）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６８０号
埼玉県越谷市宮本町３丁目103番地６
債務者　嘉指　義雄
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
埼玉県狭山市新狭山２丁目22番地の１　グリーンヒルズロッテ
債務者　浅野　桂介
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５８号
埼玉県川越市大字砂1039番地10
債務者　平賀　眞弓
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７０号
埼玉県熊谷市上之1420番地２
債務者　渡邉　和也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部